

平成28年度建設工事等に関する入札・契約制度について (お知らせ)

1 建設工事の入札に係る一般競争入札の適用範囲の拡大について

競争入札における競争性、透明性及び公正性をより一層高めるため、建設工事の入札に係る一般競争入札（制限付）の適用範囲を、設計金額3,000万円以上の建設工事の競争入札に拡大します。

2 建設工事の入札に係る設計金額の一部事後公表について

建設工事の入札において、設計金額2,000万円以上の案件につきましては、設計金額の公表を事後公表とします。

3 建設工事の入札に係る最低制限価格制度の実施について

低価格入札（ダンピング）による工事の質の低下、下請負者・建設労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底などを抑制するため、一定の金額を下回る入札をした者を失格とする最低制限価格制度を実施します。

(1) 適用対象

総合評価方式を除く、設計金額2,000万円以上の建設工事に係る競争入札

(2) 最低制限価格の設定方法

設計金額を構成する費目に基づき、下記の算定式で設定します。

【設定範囲】

予定価格の70%～90%

【算定式】

①直接工事費 × 95% (円未満切捨て)

②共通仮設費 × 90% (円未満切捨て)

③現場管理費 × 90% (円未満切捨て)

④一般管理費等 × 55% (円未満切捨て)

最低制限価格 = ①～④の合計額 (千円未満切捨て) × 1.08

※工事の性格上、上記の設定方法により難しい場合は、予定価格の70%～90%の範囲内で定めた額とします。

4 建設工事の入札に係る低入札価格調査制度の導入について

総合評価落札方式による建設工事の競争入札において、低入札価格調査制度を導入します。なお、本制度における調査基準価格の設定については、3の最低制限価格と同様の算定式を用いて設定します。

5 現場代理人に関する常駐規定の緩和について【P. 4】

原則として建設工事現場での常駐が求められる現場代理人について、一定の条件を満たす場合に常駐義務を緩和します。

なお、常駐義務の緩和による複数工事の兼務の承認にあたっては、町が指定する様式により届出書の提出が必要となります。

(1) 適用対象

次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 工事現場が寄居町内であり、以下のいずれかの条件を満たす2つの工事等

- (ア) 寄居町が発注した当初請負契約額2,500万円未満の工事
- (イ) 寄居町が発注した単価契約に係る工事又は委託
- (ウ) その他、寄居町が発注した委託で発注者が常駐規定を緩和しても良いと判断したもの

イ ア以外の場合でも、以下の条件を満たす2つの工事

- (ア) 寄居町が発注した工事
- (イ) 「寄居町建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」により、主任技術者の兼務が認められた工事

(2) 緩和の内容

1人の者が、2件までの工事の現場代理人を兼務できることとします。

6 専任工事の現場に配置する主任技術者の他工事兼務の承認【P. 7】

工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km以内の近接した場所において同一の建設業者が施行する場合は、一の工事が専任工事であっても、同一の主任技術者が合計2件までの工事現場を受け持つことを承認します。

なお、この承認にあたっては、落札候補者となった時点（指名競争入札にあっては落札者となった時点）で発注者に対し、専任を要する主任技術者の兼務届出書を提出が必要となります。

※ 専任工事：請負代金額が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）以上の工事

※ この取扱いは、工事現場の配置技術者が主任技術者である場合に限り、いずれかの工事に配置する者が監理技術者である場合には、これまでどおり他工事との兼務は認められません。

7 建設業における社会保険等への加入促進について【P. 11】

(1) 実施内容

建設業者の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）への加入促進を図るため、平成31・32年度以降の建設工事請負等入札参加資格者名簿への登載の要件に「社会保険等に加入していること」を追加します。

(2) 経過措置

平成28年度、平成29年度の次の建設工事に係る競争入札の参加条件として、「社会保険等に参加していること」を追加します。

平成28年度 設計金額3,000万円以上の建設工事

平成29年度 設計金額2,000万円以上の建設工事

8 下請負人等の選定について

寄居町建設工事標準請負契約約款に、受注者が下請契約を締結する場合、または工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方を寄居町内に事業所を有する者の中から選定するよう努める旨の規定を追加しました。寄居町の経済活性化のため、できる限り町内業者へ発注してください。

9 電子入札の実施について

入札のより一層の透明性、客観性及び競争性の向上を図るため、町が執行する競争入札案件を「埼玉県電子入札共同システム」を使用した電子入札により実施します。入札に参加するには、電子入札システム利用者登録済であることが必要となります。

(1) 対象案件

原則すべての 建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理及び物品売買等の競争入札

(2) 経過措置

入札参加事業者の電子入札対応状況を考慮し、電子入札により行うことにより、事業者の入札参加機会に支障があると認められる場合は、従来どおりの「紙入札」により実施します。

●お問合せ先

寄居町役場 財務課 管財契約班

電話番号 048-581-2121 内線322・324

現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について

寄居町建設工事標準請負契約約款第10条に基づく現場代理人及び寄居町標準委託契約約款第5条に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）について、一定の条件を満たす工事又は委託（以下「工事等」という。）について、下記のとおり規定を緩和し、兼務を認めることとしましたのでお知らせします。

記

1 兼務を認める工事等

次の(1)又は(2)に掲げる条件を満たす2つの工事等については、1人の者が双方の現場代理人等を兼務することができます。

ただし、発注者が安全管理上、兼務を認められないと判断した場合、又は当該工事等が低入札価格調査の対象となった場合は、兼務をすることができないので、ご注意ください。

(1) 寄居町内に存する以下のいずれかの条件を満たす2つの工事等

ア 寄居町が発注した当初請負契約額2,500万円未満の工事

イ 寄居町が発注した単価契約に係る工事等

ウ その他、寄居町が発注した委託で発注者が常駐規定を緩和しても良いと判断したもの

(2) (1)以外の場合でも、以下の条件を満たす2つの工事

ア 寄居町が発注した工事

イ 「寄居町建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」により、主任技術者の兼務が認められた工事

2 兼務することができる工事等の確認方法

1の「兼務を認める工事等」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記載することになっています。なお、「兼務を認める工事等」の適用が明示されていない場合は、様式第1号の「現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により発注者に照会してください。

なお、上記1の(2)に係る兼務については、入札参加資格審査時（指名競争入札にあつては落札決定後、契約締結前）に発注者に確認を行ってください。

3 兼務する場合の手続き

現場代理人等の兼務を行う場合は、発注者に様式第2号の「現場代理人（現場責任者）の兼務届」を提出してください。この場合には、必ずもう一方の工事等において兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文、指名通知書又は現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書等）を添付してください。

現場代理人 (現場責任者) の常駐規定緩和に係る照会兼回答書

工事 (委託) 名	
工事 (委託) 箇所	
契 約 金 額	
現場代理人 (現場責任者) 氏 名	
<p>上記工事 (委託) は、現場代理人 (現場責任者) の常駐規定を緩和して兼務を認める工事等であるか否か伺います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>会 社 名 代 表 者 名</p>	

<p>上記工事 (委託) の現場代理人 (現場責任者) については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務工事 (委託) の内容及び連絡先を報告してください。・ 兼務を認めません。 (理由 :) <p>平成 年 月 日 寄居町長</p>

現場代理人 (現場責任者) の兼務届

寄居町長 あて

工事 (委託) 名		
工事 (委託) 場所		
現場代理人 (現場責任者)	氏 名	
	資 格	
現場代理人 (現場責任者) の 連 絡 先	(緊急時連絡先)	
	(上記以外の連絡先)	
<p>上記工事 (委託) の現場代理人 (現場責任者) は、下記工事 (委託) の現場代理人 (現場責任者) と兼務します。</p> <p>なお、着任のうえは、寄居町建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第4条の規定を遵守し、適切な業務を行うことを誓約します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>受注者 住 所</p> <p>氏 名</p>		
兼務工事 (委託) の 概 要	工事 (委託) 名	
	工事 (委託) 場所	
	担 当 課 名	
	連 絡 先	

注) 現場代理人 (現場責任者) の工事 (委託) について、兼務が可能であることが確認できる書類 (入札公告文又は現場代理人 (現場責任者) の常駐規定緩和に係る照会兼回答書) を添付すること。

寄居町建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、寄居町が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法で規定する主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に規定する請負代金額が2500万円（建築一式工事にあつては5000万円）以上の工事で、主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条に規定する工事は、工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある工事とする。

2 兼務可能となる対象の工事は、建設業法施行令第27条第1項に規定する建設工事とする。

3 第1項に規定する、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等を含むものとする。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項において規定する工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は、2件とする。ただし、建設業法施行令第27条第2項に規定する密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつてはこの限りでない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で発注者に対し、専任を要する主任技術者の兼務届出書を提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている工事の発注者に対し、前項に規定する書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認める。

(適用除外)

第8条 専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 低入札価格調査を経て契約を締結する工事
- (2) 共同企業体により施工する工事

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

様式第1号（第6条関係）

専任を必要とする主任技術者の兼務届出書

平成 年 月 日

（あて先）
寄居町長 あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊞

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので届け出ます。
記

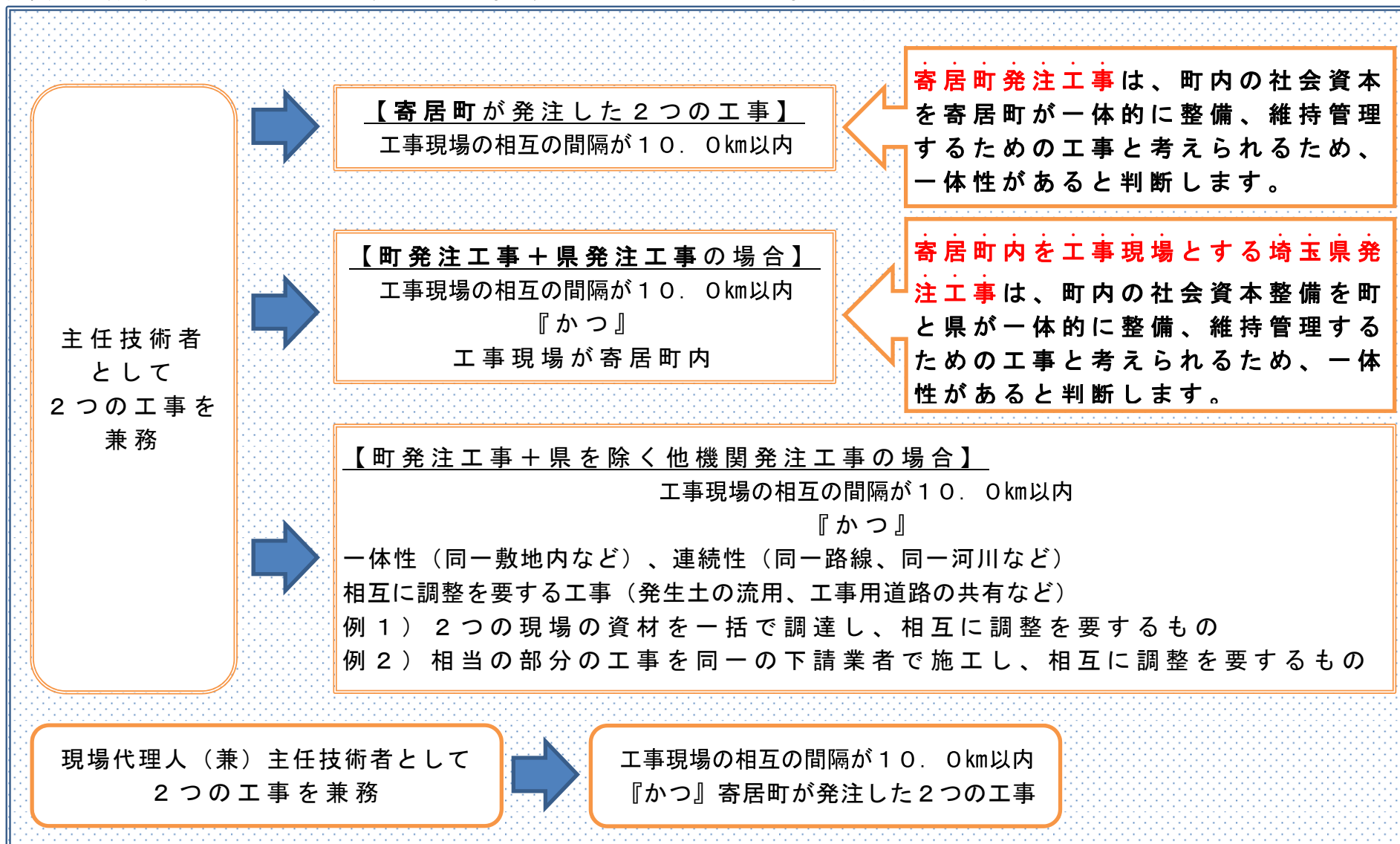
主任技術者氏名		
新たに配置する工事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任 *どちらかに○をつける
	工事名	
	工事場所	
	請負予定金額	
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
	現場代理人予定者	*現時点の予定者
	発注者・工事担当課（所）	*公告等に記載されているもの
既に配置している工事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任 *どちらかに○をつける
	工事名	
	工事場所	
	請負代金額	
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
	現場代理人	
	発注者・工事担当課（所）	
兼務場所		距離 <u> </u> km 縮尺 1 : <u> </u>
*双方の位置関係を明示した位置図を添付すること。		

- 注： (1) 本届出書は、契約締結前（事後審査型一般競争入札により落札候補者となった者は、事後審査書類提出時）に提出すること。
- (2) 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」又は「専任する工事－非専任の工事」の場合となります。「非専任の工事－非専任の工事」の場合、提出の必要はありません。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務したうえで受け持つことのできる合計工事数は2件とする。
- (3) 本届出にあたっては、既に配置している工事の発注者に、兼務することについての内諾を必ず得ておくこと。
- (4) 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（官公庁以外の工事は契約書及び工事の内容）を提示すること。
- (5) 既に配置している工事と新たに配置する工事の場所との位置関係を証明するために、両者が同時に掲載されかつ両者の工事場所を記載した位置図を添付するとともに、様式内の兼務場所欄に距離及び縮尺を明記すること。
- (6) 本届出書を発注者が受領した後、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。
- (7) 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等の支障がないと認められるものに限ります。

【発注者チェック欄】 ①かつ②の確認、③④⑤の確認

- ① 一体性もしくは連続性が認められる
 相互に調整を要する
- ② 工事現場の相互の距離が10km以内
- ③ 既に配置している工事の発注者に兼務することの内諾を得ている
- ④ 主任技術者の資格要件
- ⑤ 工事实績情報システム（CORINS）登録状況

請負代金額2,500万円以上（※建築一式工事5,000万円以上）の工事の取扱いについて（H28.4.1 施行）



建設業における社会保険等への加入促進について

寄居町では、建設工事に係る競争入札において、公平で健全な競争環境を構築するとともに、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保の促進を図るため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいう。以下同じ。）への加入促進に向けた取り組みを下記により実施します。

記

1 入札参加条件の追加

平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事（建設工事に準ずる修繕を含む）に係る競争入札について、入札参加条件として、公告日又は指名通知日において「社会保険等に加入していること」を追加します。

- ・平成28年度は設計金額（税込み）3,000万円以上の工事が対象です。
- ・平成29年度以降は対象工事を段階的に拡大します。

2 確認方法及び取扱い

(1)提出書類

一般競争入札（事後審査型）においては事後審査書類提出時、指名競争入札においては契約時に次の書類を提出してください。

①最新の経営事項審査結果通知書

（通知書発行以降に、通知書の社会保険等に係る記載内容に変更があった場合は、その変更を証明できる領収書等の写しを添付すること）

②誓約書第1号（入札公告（指名通知）日時点ですべての社会保険等に加入している場合）

③誓約書第2号（入札公告（指名通知）日時点ですべての社会保険等の全部又は一部が適用除外である場合）

(2) 確認する項目及び内容

「経営事項審査結果通知書」に記載がある、その他の審査項目（社会性）のうち「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の全ての欄が「有」又は「除外」で「無」がないことを確認します。

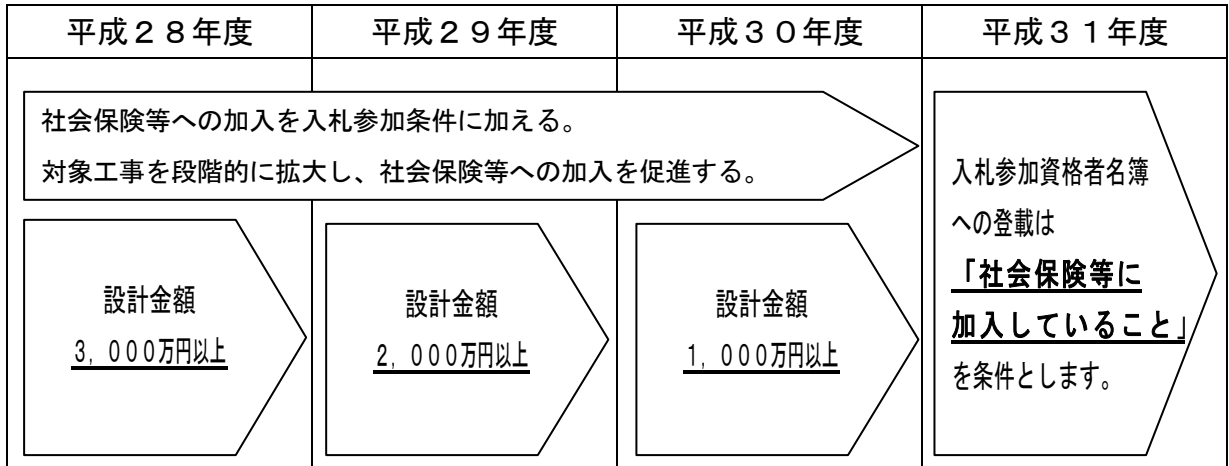
(3) 社会保険等未加入者の取扱い

「経営事項審査結果通知書」の写しで確認を行い、「無」が確認された場合、入札参加資格が無い者と判断します。

3 入札参加資格者名簿への登載

平成31年度以降の入札参加資格者名簿への登載は「社会保険等に参加していること」を条件とします。

4 社会保険等への加入促進スケジュール



社会保険等の加入に関する誓約書

(あて先) 寄居町長

当事業所は、下記工事の公告(指名通知)日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてに適法に加入していることを誓約します。

記

- 1 工事名 ○○○工事
- 2 工事場所 寄居町大字 ○○ 地内
- 3 公告(指名通知)日 平成○○年○○月○日

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

※ 上の印は契約書を締結する場合に押印する印を使用すること。

※ 本誓約書において社会保険等とは健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険の3保険をいいます。

社会保険等の適用除外に関する誓約書

(あて先) 寄居町長

当事業所は下記工事の公告(指名通知)日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部^{※1}が下記のとおり法令で適用除外になっています。

※1 下線部分の記述は加入の状況に応じて記述を変更してください。

記

- 1 工事名 ○○○工事
- 2 工事場所 寄居町大字 ○○ 地内
- 3 公告(指名通知)日 平成○○年○○月○日
- 4 社会保険等の適用除外状況

保険名	加入・適用除外	下記保険の適用除外理由
健康保険	適用除外	国民健康保険組合(建設国保)に加入しているため。
厚生年金保険	適用除外	雇用している者(常用労働者)が○人のため。(個人事業主の場合)
雇用保険	適用除外	雇用している者(常用労働者)がないため。

※ 上記は記入例です。実情に応じて適切に記入してください。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

※ 上の印は契約書を締結する場合に押印する印を使用すること。

※ 本誓約書において社会保険等とは健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険の3保険をいいます。

※ 誓約書提出者が各保険に「法令で適用除外」に該当するかどうかを確認するときは、健康保険及び厚生年金保険については日本年金機構(年金事務所)に、雇用保険については厚生労働省(公共職業安定所)にお問合せください。